

社会福祉法人二宮町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人二宮町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

(1) 会長は、月額4万円を支給する。

(2) 会長を除く理事が、その職務のため、理事会に出席したときは、報酬として日額4千円、理事部会に出席したときは日額2千円を支給する。

(3) 監事が、その職務のため、理事会、評議員会及び監事会に出席したときは、報酬として日額5千円、税務、月例、決算指導をおこなったときは日額1万円を支給する。

2 前項の報酬は、公職または行政職に就く者に対しては、これを支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員が、その職務のため町外へ出張するにあたり、鉄道、船舶その他の手段による費用が発生した場合は、その実費相当額を弁償するものとし、必要により宿泊した場合は、一泊につき9千円を限度に費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、第3条に規定する報酬については当該月末日に、第4条に規定する費用弁償については本人からの申し出があつてから1箇月以内に、それぞれ本人の指定する本人名義の金融機関口座への振り込みをもって行う。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 8 月 29 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。